

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、本県における職員給与と民間給与との較差に見合う改善を図ることを基本として、職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年愛知県条例第 63 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年愛知県条例第 58 号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を人事院が勧告した俸給表に準じて改定すること。

なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表に準じて改定すること。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、期末手当・勤勉手当等を民間における支給状況、人事院勧告の内容等を考慮して改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。